（介護予防）訪問リハビリテーション利用料金表

〈　要介護１～５　〉＊サービス単価：１単位＝10.33円

訪問リハビリテーション費	基本サービス費	自己負担額 １割	自己負担額 ２割	自己負担額 ３割	備考
訪問リハビリテーション費	307単位/回	318円/回	635円/回	952円/回	1回あたり20分以上の実施につき

加算料金	基本サービス料	自己負担額 １割	自己負担額 ２割	自己負担額 ３割	備考
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6単位/回	6円/回	12円/回	18円/回	訪問リハビリテーションを実施する理学療法士等のうち、勤続年数7年以上の者がいる場合。
短期集中リハビリテーション実施加算	200単位/日	207円/日	413円/日	620円/日	退院・退所日または要介護認定を受けた日から3か月以内
リハビリテーションマネジメント加算（A）イ	180単位/月	186円/月	372円/月	558円/月	月1回
リハビリテーションマネジメント加算（A）ロ	213単位/月	220円/月	440円/月	660円/月	月1回
リハビリテーションマネジメント加算（B）イ	450単位/月	465円/月	930円/月	1395円/月	月1回
リハビリテーションマネジメント加算（B）ロ	483単位/月	499円/月	998円/月	1497円/月	月1回
移行支援加算	17単位/日	18円/日	35円/日	53円/日	評価対象期間中において、訪問リハビリテーションサービス提供を終了した者のうち、指定介護通所事業所等へ移行等の支援した場合
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	▲50単位/回	▲52円/回	▲103円/回	▲154円/回	
特別地域訪問リハビリテーション加算	所定単位数の15%に相当する単位数を加算				厚生労働大臣が定める地域に所在する指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供した場合

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として0.1%が総単位数に令和3年9月末までの間、加算されます。

〈　要支援１・２　〉＊サービス単価：１単位＝10.33円

訪問リハビリテーション費	基本サービス費	自己負担額 １割	自己負担額 ２割	自己負担額 ３割	備考
訪問リハビリテーション費	307単位/回	318円/回	635円/回	952円/回	1回あたり20分以上の実施につき

加算料金	基本サービス料	自己負担額 １割	自己負担額 ２割	自己負担額 ３割	備考
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6単位/回	6円/回	12円/回	18円/回	訪問リハビリテーションを実施する理学療法士等のうち、勤続年数7年以上の者がいる場合。
短期集中リハビリテーション実施加算	200単位/日	207円/日	413円/日	620円/日	退院・退所日または要介護認定を受けた日から3か月以内
事業所評価加算	120単位/月	124円/月	248円/月	372円/月	評価対象期間において厚生労働大臣が定める基準に適合した場合
利用開始から12ケ月超えた場合	▲5単位/回	▲5円/回	▲10円/回	▲15円/回	
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	▲20単位/回	▲21円/回	▲41円/回	▲62円/回	
特別地域訪問リハビリテーション加算	所定単位数の15%に相当する単位数を加算				厚生労働大臣が定める地域に所在する指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供した場合

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として0.1%が総単位数に令和3年9月末までの間、加算されます。

〈　交通費　〉

通常の事業実施区域を超えて（境界線）概ね往復1km以上超えた場合、1kmあたり15円とする。